（銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項）

第八条　規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び持株レバレッジ比率に関する開示事項とする。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第五号により作成するものとする。

3　第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び前条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項及び前条第三項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、第二条第三項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第五号」と、前条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

4　第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項並びに前条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項並びに前条第四項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、第二条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第二号中「銀行」とあるのは「銀行持株会社」と、同号ロ中「自己資本比率告示第百六十七条」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条」と、「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第四号」と、前条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第四項第二号及び第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

5　前条第五項及び第六項の規定は、第一項の持株レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは「第八条第一項」と、同項第二号中「前連結会計年度」とあるのは「前中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」と読み替えるものとする。

（銀行持株会社における四半期の開示事項）

第九条　規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準持株会社に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

［一～八　略］

九　持株自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第五号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

［十・十一　略］

十二　持株自己資本比率告示第二条各号の算式における分母の額に関する開示事項

十三　［略］

（銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項）

第八条　前条（第三項第二号から第十号まで及び第五項を除く。）の規定は、規則第三十四条の二十六第一項第四号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国際統一基準持株会社の直近の二中間連結会計年度に係るものに限る。）について準用する。この場合において、前条第一項中「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」と、同条第三項第十一号中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同条第四項第二号ハ中「この条及び第十五条」とあるのは「この条」と、同号ヘ中「をいう。第九条第一項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と、同条第六項第二号中「前連結会計年度」とあるのは「前中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。）」と読み替えるものとする。

（銀行持株会社における四半期の開示事項）

第九条　規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準持株会社に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

［一～八　同上］

九　持株自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

［十・十一　同上］

［号を加える。］

十二　［同上］